令和〇年9月3日

(派遣元）

株式会社 □□□□ 御中

(派遣先）

株式会社こうせい電子

役職 ○ ○ ○ 氏名◇ ◇ ◇ ◇

延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知

労働者派遣法第40条の２第７項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を通知します。

記

1. 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社こうせい電子 大崎工場 大崎市古川○○町１-５

1. 上記事業所の延長後の抵触日

令和☆年１０月１日

5